

財務省告示第二百四十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年四月三十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十六年五月十二日
 財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 号	利付国庫債券（二十年）（第六十 八回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けけるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け
五	発行額	額面金額で二百四十七億円
六	払込金額	円二百四十九億四千四百五十三万 五万円
七	最低額面金	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものとす る。
九	発行日	平成十六年四月三十日
十	発行価格	額面金額百円につき百円九十九 銭
十一	利率	年二・二パーセント
十二	経過利率	日本郵政公社総裁は、払込金額

の払込み

に「加え、次の算式により算出し、た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。」

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.2 \times \frac{41}{365}}{100}$$

十三

初期利子

平成十六年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の号及び第十五号において規定する期日について同じ。）

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2 \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四

第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を「支払期」とし、各支払期に属する利子を「支払う」。六月間に属する

十五

償還期限

平成十六年三月二十日

十六

元金支額

日本銀行

十七

払込期日

平成十六年四月三十日

十八

払込期日